

〔民 集 未 登 載 最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 三六〕

普通預金債権のうち差押命令送達時後同送達の日から起算して一年が経過するまでの入金によって生ずることとなる部分を差押債権として表示した債権差押命令の申立てが、差押債権の特定を欠き不適法であるとされた事例平成二四年(訴)第一号債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁平成二四年七月二四日第三小法廷決定・裁時一五六一号三二三頁、判時二一七〇号三〇頁、判タ一三八四号一二六頁、金法一九六一号九四頁、金判一四〇八号二六頁、金判一三九七号八頁

〔事 実〕

一 X(抗告人)は、Y(相手方)を被告として、福井簡易裁判所に不当利得返還請求訴訟を提起し、金一四万四三三六円及び遅延損害金の支払いを命じる内容の判決を取得した。そこで、Xは、この判決に基づいて、元本一四万四三三六円と遅延損害金(利息金)及び訴訟費用、執行費用の合計一九万二五二九円を執行債権として、第三債務者Z(群馬銀行)のA支店に存在するYの普通預金口座に存する普通預金債権に対する強制執行の申立て(以下「本件申立て」という)をした。本件申立ての差押債権目録において、Xは、「差し押さえる普通預金の時的範囲」として、「本命令送達の時から

一年以内に上記口座にかかる普通預金債権となる部分(本命令送達時に存在する預金及び同日を含む一年が経過するまでに受入れた金員によって構成される部分)」と表示し、「元本受入れ時期の前後によって順序を付する必要があるときの順序」として「元本の受入れ時期の早いものから(頭書金額に満つるまで)」と表示していた。

二 原々決定(名古屋地決平成二三年一月九日金判一三九七号一七頁)は、本件申立ての全部を以下のような理由で却下した。

「債権差押命令における差押債権の特定の程度は、執行裁判所において当該債権の被差押適格の有無を判断することが

できるとともに、第三債務者が格別の負担や危険を伴わずに差押えの対象を他の債権と誤認混同することなく識別し得る程度に表示されていることを要する……」

「本件申立てに係る差押命令が発令された場合、第三債務者は差押えの対象となる預金債権に係る預金口座への入金は停止せず、払戻のみを停止すべきことになるが、他方で、差押金額を超える預金残高がある場合には預金残高と差押金額との差額について債務者からの払戻請求に応じる契約上の義務を負い、また、差押命令送達時点で預金残高が差押金額を下回る場合であっても、その後の当該預金口座への入金によって預金残高が差押金額を超えたときには、やはり預金残高と差押金額との差額について債務者からの払戻請求に応じるべき契約上の義務を負うことになる。」

そして、第三債務者がこのような債務者に対する契約上の義務を履行し債務不履行に基づく損害賠償責任を回避するためには、第三債務者は、当該預金口座に対する入金状況を常に把握し、預金残高が差押金額を超えた時点で直ちにいったん支払停止措置が講じられていた当該預金口座について差額部分に関する支払停止措置を解除し債務者からの払戻請求に応じなければならぬ。

しかしながら、第三債務者において特定の口座の入金状況を自動的に監視するシステムが構築されていると認めるに足る証拠はない。また、現在の銀行取引においては、特定の

預金口座への入出金（振替や振込を含む。）は、第三債務者の営業時間終了後や休業日においても、現金自動預払機やインターネット等によっていつでも行われ得るものである。これらの事情に照らせば、本件申立てに係る差押命令を発令することは、第三債務者に対して、通常の営業時間の範囲を超えて常に差押えられた預金債権に係る預金口座への入出金を把握し、入出金手続がなされる都度、差押債権と預金残高を照合して出金に応じるか否かを判断するという實際上非常に困難な作業を強いるものであり、日常業務とは質的量的に異なる大きな負担と危険を課すものというべきである。」

三 この原々決定に対して、Xは執行抗告したものの、原決定（名古屋高決平成二三年一二月八日金判一三九七号一七頁）は、前記の原々決定をほぼ全面的に引用した上で、Xの抗告理由のうち「現在預金及び将来預金に対する債権差押命令の申立てで、将来預金に係る部分を却下したとしても、現在預金に係る部分の申立てについて、一部認容すべきである」との主張に対して、「現在の預金だけでなく、将来の預金についても差押債権とすることによって、差押えの対象となる債権そのものの特定が不十分となっている」として、Xの執行抗告の全部を棄却する決定をした。

そこで、この原決定に対して、Xが許可抗告の申立てをしたのが本件である。

〔決定要旨〕

原決定一部破棄・原々決定一部取消し・原々審に差戻し
一 法廷意見

〔一〕 債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定は、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるとでなければならぬと解するのが相当である（最高裁判平成二三年（第）第三四号同年九月二〇日第三小法廷決定・民集六五卷六号二七一〇頁参照）。

〔二〕 これを本件についてみると、普通預金債権が差し押さえられた場合、預金残高のうち差押債権の額を超える部分については、第三債務者は預金者からの払戻請求に応ずるべき普通預金契約上の義務を負うものと解されるところ、本件申立ては、将来預金の差押えをも求めるものであり、この部分については、普通預金の性質上、預金残高を構成する将来の出入金の時期及び金額をあらかじめ把握することができないのであるから、本件申立てが認められたとするならば、第三債務者であるＺ銀行において、差押命令送達の日から起算して一年の期間内に入出金が行われるたびに、預金残高のうち差押債権の額を超える部分と超えない部分とを区別して把握する作業を行わなければ、後者についての払戻請求に応ずる義

務を履行することができない。

ところが、記録によれば、Ｚ銀行においては、普通預金口座の入出金は、窓口の営業時間外であっても、現金自動入出機（ＡＴＭ）又はインターネットを通じていつでも行うことができるのに対し、特定の普通預金口座への入出金を自動的に監視し、常に預金残高を一定の金額と比較して、これを上回る部分についてのみ払戻請求に応ずることを可能とするシステムは構築されていないというのであり、他の方法により速やかにこれを実現することも期待することはできないとみられる。

そうすると、本件申立てにおける差押債権の表示のうち、将来預金に関する部分については、Ｚ銀行において、上記の程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるといふことはできないから、本件申立てのうち当該部分は、差押債権の特定を欠き、不適法であるといふべきである。

〔三〕 他方、本件申立てにおいては現存預金と将来預金とが区別して表示されていると解されるところ、このうち現存預金に関する部分は、上記の識別が可能なのであって、差押債権の特定に欠けるところはないといふべきである。』

二 田原陸夫裁判官の補足意見（抄）

「普通預金口座に係る普通預金債権について、将来預金に対する差押えの申立ては、差押債権の特定を欠くものである

と解すべきことは、その理由をも含めて法廷意見にて指摘するとおりである。」「本件の原決定では論点として取り上げられていないが、差押債権が将来生ずるべき債権である場合には、その発生の確実性が求められ、それが認められないときには差押債権の特定を欠くものと一般に解されているところ、差押えの対象たる普通預金口座は、将来生ずるべき債権発生の基礎となる法律関係として現に存在するものの、一般に、債権差押えの申立て時点において、将来、同預金口座に何時、幾らの金額が入金されるかは予測がつかないのであって、発生の確実性を欠くものともいえ、その点からしても差押債権の特定を欠いているのではないかともし得る。」

〔評 釈〕

本決定に反対である。

一 問題の所在及び本決定の意義

(一) 将来預金の差押えの許容性について

本件は、銀行預金の差押えの際に、債権差押命令の送達の日時点で預金口座に現存する預金（以下「現存預金」という）に加えて、債権差押命令の送達の日から一定期間（本件では一年間）を経過する日までに預金口座に入金されて預金となった部分（以下「将来預金」という）について

ても、差押えの客観的範囲に含める旨の債権差押命令の申立て（以下「将来預金の差押え」という）の適法性が問題となったものである。

本件の将来預金の差押えの適法性については、原々決定から本決定まで一貫して、民事執行規則一三三条二項——債権差押命令の申立ての際に「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項（中略）を明らかにしなければならない」との規定——の「特定」の要件を満たしているか否かという問題設定で判断がなされている。また、本決定と類似の事案である東京高決平成二〇年一月七日判タ一二九〇号三〇四頁¹⁾（以下「平成二〇年決定」という）においても、同条項の「特定」の要件を満たしているかという問題設定で判断がなされていた。本決定は、将来預金を差押えの客観的範囲に含めた債権差押命令の申立てが「特定」の要件を満たすものであるか否かという問題について、最高裁として初めて判断をしたものとして重要な意義を有する。

また、田原睦夫裁判官の補足意見においては、将来預金を差押えの客観的範囲に含めた債権差押命令の申立ての適法性について、将来債権の被差押適格の次元の問題としても検討している。この点についても後に検討を加えたい。

(二) 現存預金の部分の取扱いについて

原決定は、将来預金の部分が申立てに含まれていることにより、現存預金の部分も含めて一体的に不適法であると判断したのに対して、本決定は、将来預金の部分と現存預金の部分の別個性を認めて、現存預金に関しては債権差押命令を発令すべきであるとして、現存預金の部分を却下した原決定・原々決定を破棄している。この点に関しては、本決定の判断は当然のことであると思われる。なぜなら、「本命令送達の時から一年以内に上記口座にかかる普通預金債権となる部分」のように、仮に将来預金の部分と現存預金の部分が一体的に申立書に記載されていたとしても、これらを観念的にも不可分のものと理解しなければならぬ理由はなく、現存預金の部分に関しては通常の銀行預金の差押えの場面と全く同じことであるから、将来預金の差押えの適法性とは無関係に、現存預金の部分については債権差押命令を発令すべきであるからである。

現存預金の部分の点に関してはこの程度で措くことにして、本稿では専ら将来預金の差押えの許容性の問題に絞って論じていくことにする。

二 将来預金の差押えの適法性が「特定」の問題とされる

に至る経緯

本決定の検討をする上では、まず、何故に将来預金の差押えの適法性が「特定」の問題として議論がなされるのか、という点を明らかにしておく必要がある。そこで、「特定」の意味についての議論の変遷を振り返っておきたい。

(一) 債権差押命令の申立ての際の「特定」の意味——客観的識別可能性——

債権差押命令の申立ての際には、「差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項（中略）を明らかにしなければならない」（民事執行規則一三三条二項）と規定されている。

このように、申立ての適法要件として「特定」が要求されているのは、被差押債権の客観的範囲を明らかにすることにより、執行裁判所に被差押債権が法律上差押え可能な債権であるか否かの判断をさせることを可能にすると共に、第三債務者や債務者に弁済禁止効の客観的範囲を認識させることを可能にするためである。後者の要請は、弁済禁止効の客観的範囲が不明確であるために、第三債務者が被差押債権を誤って債務者に弁済してしまうというような、二重弁済の危険を負担させることを回避するために特に重要である。もっとも、債権者は債務者と第三債務者との間の

債権に関して局外者であつてその内容を正確に捕捉することが困難であることから、債権者に対して差押えの客観的範囲の特定の程度について厳格な要求をすべきではないので、被差押債権が差押命令自体の合理的解釈により他の債権と識別できる程度のもので足りるとされている。⁽³⁾

「特定」の有無の問題は、本来的には以上のような客観的〔合理的〕識別可能性の有無の問題である。

(二) 銀行預金の差押えの際に別途問題とされてきた「特定」の意味——識別容易性——

もっとも、銀行を第三債務者として債務者の銀行預金の差押えをする場合には、客観的識別可能性だけでは「特定」としては足りないという裁判例・実務が、東京高決平成五年四月一六日判時一四六二号一〇二頁（以下「平成五年決定」という）を皮切りに、いわゆる支店順位方式——銀行預金の差押えの際に、第三債務者である銀行の複数の支店に順位を付して、債務者の預金口座がそれらの支店のうちの複数の支店に存在した場合には、その複数の預金口座をその順位に従つて執行債権に充当するという方式——による銀行預金の差押命令の申立てを巡つて形成されてきている。そこで、まずは支店順位方式の適法性を巡る問題を振り返ってみよう。

預金債権は銀行という単一の法人に対するものであるから、複数の支店に存在する預金債権を各別に取り扱う必要は法形式的にはないはずである。⁽⁴⁾しかし、銀行においては預金の管理は支店ごとにはば独立して行われているという実情から、銀行預金の差押えを行う際に、債務者の預金口座が複数の支店に存在する場合には、取扱支店を個別に特定してそれぞれの支店に執行債権を割り付ける方式（割付方式）が採られるのが通常である。これに対して、一つの支店の中に数種類の預金債権が複数存在する場合には、債権者側の負担に配慮して、それらの預金債権に順序を付して執行債権を充当する方式（充当方式）による申立てが認められている。つまり、支店間では割付方式、支店内では充当方式による特定を認めるというのが、旧来の預金債権の差押えの構図であつたのである（割付方式であっても充当方式であっても、客観的には他の債権との識別が可能であるから、客観的識別可能性という観点からは問題がない）。

支店順位方式は、このような構図に反して、支店間でも充当方式を用いることを企図したものである。この方式によると、申立人の側が各支店に個別に執行債権を割り付ける作業をする代わりに、第三債務者である銀行の側が付さ

れた順位に従って各支店の預金口座に執行債権を充当していくという作業をすることが必要となる。支店順位方式の問題点とされてきたのは、第三債務者である銀行がこのような充當の作業にかけなければならぬ手間と時間の点である。前述のように、銀行においては支店ごとに独立して預金の管理が行われているために、支店順位方式が採られると本支店間での連絡・調整を行う必要があることになるので、差押えの客観的範囲（どの支店のどの預金口座のどの部分が差押えの対象であるか）を識別するまでに、一定の手間と時間を必要とすることになるのである。

このような充當方式によって生じる手間と時間の点を、「特定」の次元の問題で考慮してきたのが、平成五年決定以降の裁判例・実務の流れであるといえる。平成五年決定は、第三債務者（住友銀行）の全支店に順位を付した事実（いわゆる全支店順位方式）において、強制執行の関係人の利害調整の必要性から、関係人にかかる負担の程度の相当性という観点が無視できないとし、特定したといえるためには、「第三債務者において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に明確に表示されることを要する」として、第三債務者の識別上の負担の程度の相当性（識別容

易性）を「特定」の内容とする一般論を初めて展開した上で、債権者の調査能力には限界があるから数支店の列挙はやむをえないという留保を付しながらも、全支店順位方式については識別容易性を欠いて不適法と判断したものであった。これ以降、識別容易性を「特定」の内容とすることを前提に、銀行の内部における顧客管理システムの整備の状況などに照らして、第三債務者の識別上の負担の程度が相当と評価できるか否かについて、高裁レベルの裁判例の評価は大きく分かれていた。⁽⁵⁾

このような状況の中で、最三小決平成二三年九月二〇日民集六五巻六号二七一〇頁⁽⁶⁾（以下「最高裁判平成二三年決定」という）は、「債権差押命令は、……第三債務者に対し差押債権の債務者への弁済を禁止することを内容とし（民事執行法一四五条一項）、その効力は差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じ（同条四項）」⁽⁷⁾という民事執行法の定めを鑑みると、「民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができらるものでなければなら

ない」として、識別容易性が「特定」の「内容となること」を最高裁として初めて明らかにした上で、全支店順位方式による債権差押命令の申立てについて、「上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができものである」ということはできない」として、識別容易性を欠いて不適法と判断した。

この最高裁決定に対する賛否はさておき、少なくとも支店順位方式による銀行預金の差押えに関しては、識別容易性が「特定」の内容として要求されている状況にある。

(三) 識別容易性の問題領域の支店順位方式以外への拡大

支店順位方式以外の事案についても、充当方式による債権差押命令の申立てに対して、識別容易性を要求する高裁レベルの裁判例が、平成二〇年以降において散見されるようになった。例えば、複数の生命保険契約に基づく保険金支払請求権（配当金請求権、解約返戻金請求権、満期金請求権）の差押えの際に、——通常の書式によれば、保険金支払請求権を差し押さえる場合には、保険契約ごとに執行債権を割り付ける方式が採られているのに対して——保険契約の種類を指定せずに、すべての保険契約の契約日の早いものから順に執行債権に充当するという特定方法⁽⁸⁾について、識別容易性が問題とされた裁判例がある。また、私人

間の二〇年前の貸金の差押えの際に、一定の期間の貸付に限定して弁済期の早いものから順に執行債権を充当するという特定方法⁽⁹⁾について、識別容易性が問題とされた裁判例がある。

このような中で、本決定は、将来預金を差押えの客観的範囲に含めた債権差押命令の申立てに関しても、識別容易性の有無によってその適法性を判断したものであり、識別容易性が問題とされる領域の拡大の流れの一つであるといえる。もともと、支店順位方式や保険金支払請求権の差押えや私人間の貸金の差押えの事案のような、充当方式に関する裁判例において識別容易性が問題とされていたのは、債権差押命令が送達された時点において充当方式によって生じる第三債務者の識別上の負担に着目してのものであった。これに対し、本件のような将来預金の差押えの事案では、債権差押命令が送達された時点で問題となるのは、特定の預金口座の残高が執行債権額に満つるか否か（将来預金も差押えの対象となるか否か）だけであるから、債権差押命令が送達された時点において充当方式によって生じる識別上の負担といったものは問題にならない。将来預金の差押えの際に第三債務者である銀行に生じる負担は、残高が執行債権額に満たなかったために払戻しの停止の措置が

採られることになった場合において、その措置を解除すべきことになる時点（残高が執行債権額に満ちた時点）を即座に把握することに関する困難性についてのものである。識別容易性が充当方式に対する歯止めとして機能していたという見方をするならば、本決定（及び平成二〇年決定）はそこから一歩踏み出したものであるといえる。

三 識別容易性を要求する根拠について

(一) 充当方式（特に支店順位方式）の場合

支店順位方式の裁判例においては、識別容易性を要求する根拠として、(a)単に差押債権者と第三債務者の負担の公平な分担という点を挙げるものと¹⁰⁾、(b)差押えの客観的範囲の識別の作業に手間と時間を要することによって、差押えの弁済禁止効が生じる債権差押命令の送達の時点から、弁済禁止効の生じた範囲を第三債務者が認識する時点までのタイムラグが大きくなり、第三債務者に実体法上の危険（二重弁済の危険）を負わせることになるという点を挙げ¹¹⁾るものがあつた。最高裁判平成二三年決定は、債権差押命令の送達の時点から差押えの客観的範囲を第三債務者が認識する時点までタイムラグに着目して、¹²⁾「差押えの効力が……送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない

程度に速やかに」という一般論を説示しており、識別容易性を要求する根拠として(b)を採用したものであるといえる。

(二) 将来預金の差押えの場合

将来預金の差押えの適法性が問題になった全ての決定に共通する認識は、将来預金の差押命令の送達を受けた銀行は、現存預金のみでは執行債権を満足させるに足りないときは、当該預金口座について払戻しの停止の措置を採ることになるが、預金残高が差押えの客観的範囲を超えた場合はその時点で直ちにその措置を解除して、払戻しの請求などがあればそれに応じる義務を負う、という点である。

その上で、将来預金の差押えが識別容易性を欠く根拠として、本決定の原決定・原々決定や平成二〇年決定が着目しているのは、将来預金の差押えが行われることによって、銀行に非常に大きな負担を強いることになるという点である。その負担の内容は、A T M等から払戻しの請求がなされるのは営業時間内外を問わないから、銀行が履行遅滞の責任を免れるためには、営業時間内外を問わず常に当該預金口座の入金状況を監視しなければならぬが、このような監視を自動的に可能とするシステムは構築されていないために、このような監視作業は人力に頼らざるを得ない、¹³⁾というものである。

これに対して、本決定は、預金残高が差押えの客観的範囲を超えたか否かの判断（これを本決定は識別の問題と捉えている）を、銀行が速やかに行うことができないという点に着目しており、この点が前述の諸決定とは微妙に異なるところである。すなわち、銀行は債権差押命令の送達後において入金があるごとに、預金残高が差押えの客観的範囲を超えたか否かを判断しなければならないが、預金口座への出入金は営業時間外にも A T M などを通じていつでも行うことができるのに対して、銀行にはこの判断が可能なシステムが構築されておらず、その他の方法でも速やかにこの判断をすることができないため、「差押えの効力が……送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに」識別することはできないとするのである。

本決定の理由付けのうち若干理解に苦しむのは、支店順位方式の事案である最高裁平成二三年決定において説示された「差押えの効力が……送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに」という一般論をそのまま用いている点である。支店順位方式の事案においては、債権差押命令の送達の時点からのタイムラグが問題となっているために、差押えの効力が生じた時点からのタイムラグを問題にするこのような一般論が説示されていた。

これに対して、将来預金の差押えの事案においては、速やかに行うことができないのは、預金残高が差押えの客観的範囲を超えたか否かの判断であって、問題となるのは、将来における入金の時点から上記の判断が完了するまでの時点のタイムラグである。そうすると、差押えの効力が生じた時点からのタイムラグを問題にする最高裁平成二三年決定の一般論をそのまま用いているのは、問題の所在の差異に十分に注意を払っていないものであるということができる。

もともと、本決定が最高裁平成二三年決定の一般論をそのまま用いているのは、支店順位方式の場合と同様に、将来預金の差押えの事案もタイムラグの問題として捉えようとしていることを示しているといえよう。すなわち、将来における入金後の預金残高のうちのどの部分が差押えの対象であるかを第三債務者が認識する作業（預金残高が差押えの客観的範囲を超えたか否かの判断）についても識別の問題と捉えた上で、その識別を速やかに行うことができる——識別容易性を欠く——ことにより、預金者の払戻しの請求に適時に応対することが不可能となる——第三債務者が履行遅滞の危険を負う——という構図である。識別容易性を欠くことによるタイムラグの発生が、第三債務者に

実体法上の危険を負わせることになる点を問題としているという意味においては、支店順位方式の場合と共通の構図で問題を捉えようとしているとみることができる。

四 検討

債権差押命令の申立てを識別容易性の欠如という理由で却下することが適切であるか否かを検討する上では、まずは特定の内容として識別容易性を要求する根拠を是認することができかが問題とされるべきであろう。

まず、支店順位方式の場合においては、識別容易性を欠くことよって生じ得る実体法上の危険は比較的深刻なものがあるので、これを可及的に防止すべく識別容易性を要求する要請はそれなりに高いものがあるといえる。というのは、銀行預金はATMによる払戻しやインターネットでの振込みといった機械的处理によつて預金残高が瞬時に変動することになるので、前記のようなタイムラグが存在するとすれば、その間に銀行が関知しきれない状態で二重弁済をしてしまう危険が生ずることになり、これを避けようとして払戻しを一旦停止する措置を採れば履行遅滞の責任を負う危険が生じるため、銀行は実体法上の危険を避ける⁽¹⁴⁾ことができる⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾に進退窮まることになるからである。

これに対して、将来預金の差押えの場合においては、本決定が前提にしているような実体法上の危険を前提に考えてよいのか——預金残高が差押えの客観的範囲を超えた時点で直ちに、銀行が店頭の窓口以外における払戻しや振込み等の要求に応じられるようにする措置や、預金口座を用いた自動決済を再開する措置を執る義務があることを前提に考えてよいのか——については、疑問の余地が十分にあるように思われる。

例えば、原決定などが述べるように、入金状況を自動的に監視するシステムが存在していないために、常時の入金状況の監視を人力に頼らざるを得ないとするならば、右のような義務は社会通念上履行不能であると考えられる⁽¹⁷⁾。そうすると、将来預金の差押えの場合に、安易に銀行が上記の義務を負うことを前提にして議論をすることは適切ではないように思われる。また、右のような義務を銀行が自力のみでは果たすことができないとすれば、債権者（預金者）の協力がなければ履行できない義務であると理解して、例えば、店頭の窓口以外における払戻し等の再開が必要な場合には、預金者が銀行にその旨を申し出るべきものと解することも可能であるように思われる。この他にも様々な考え方があり得ようが、ともかく銀行が前記のような義務

を負うことを安易に将来預金の差押えを禁じる理由にすべきではなく、むしろ銀行が前記のような義務を負うと解するのが正当であるか否かを、まずは問題にすべきであったように思われる。

なお、仮に銀行が上記のような義務を免れないという前提に立ったとしても、時的範囲を短期間に縮減して債権差押命令を発令することも考えられたように思われる。支店順位方式の裁判例において、支店数をより限定した支店順位方式が許される傾向にあるのは、タイムラグの程度が小さくなることにより、生じ得る実体法上の危険の程度が小さくなるからであると理解することが可能である。そうすると、これと同様に、将来預金の差押えの時的範囲を短期間に限って認めることによって、生じ得る実体法上の危険の程度を軽減することも考えられたはずである。

いずれにせよ、預金残高が差押えの客観的範囲を超えたか否かの判断にタイムラグが生じてしまうことから直ちに、将来預金の差押えを不適法とするという結論は、にわかに支持することはできない。

五 将来債権の差押えの許容性と将来預金の差押え(田原補足意見について)

田原睦夫裁判官の補足意見においては、将来債権の差押えの場合には「発生の確実性が求められ……るところ……将来、同預金口座に何時、幾らの金額が入金されるかは予測がつかないのであって、発生の確実性を欠くものともいえ」⁽¹⁸⁾として、将来債権の被差押適格の問題として論じることを示唆している(将来債権の被差押適格について、発生の蓋然性を要求する見解は比較的多く見られる⁽¹⁹⁾)。

このように、将来預金の差押えの可否を議論する上で、「特定」の次元の問題とは別に、将来債権の被差押適格の次元の問題において議論することは、仮に入金を自動的に監視するシステムが構築されたとしても、将来預金が発生の確実性を欠いていることには変わりがないから、将来預金を差押えの客観的範囲に含めた債権差押命令の申立てはすべからず却下すべし、ということを帰結するようには思われる。

しかし、第三債務者である銀行がもはや何らの迷惑をも蒙らないのであれば、将来預金の発生の確実性がないことは、単に差押債権者が負担すべきリスクの問題に過ぎないことになるように思われる。また、将来債権の譲渡の場合においても、かつては発生の確実性を求める見解があったものの⁽²⁰⁾、最三小判平成十一年一月二九日民集五三卷一

五一頁はこのような見解を否定して、将来債権の発生の実性は譲受人が負担すべき契約上のリスクの問題に過ぎないという趣旨の判示をしている。この考え方に従えば、将来債権について財産的価値を認めるかどうかは、譲受人のリスク判断にかかる問題に過ぎないことになり、この考え方を将来預金の差押えにパラレルに持ち込めば、将来預金に財産的価値を認めるかどうかは、債権差押命令の申立人（差押債権者）のリスク判断にかかる問題に過ぎないことになる。そうすると、殊更に発生の確実性を求めて将来預金の差押えを否定することは、この平成一年の最高裁判決の考え方に適合的とはいえないものと思われる。

六 おわりに

本決定の射程としては、群馬銀行においては「特定の普通預金口座への入出金を自動的に監視し、常に預金残高を一定の金額と比較して、これを上回る部分についてのみ払戻請求に応ずることを可能とするシステムは構築されていない」から識別容易性を欠く、としているため、直接的には群馬銀行に個別に妥当するものである。もっとも、決定理由を見る限りは、出入金を「窓口の営業時間外であつても、ATMやインターネットを通じていつでも行うことが

できる」銀行であつて、入金状況を自動的に監視するシステムが構築されていない銀行であれば、他に預金残高が執行債権額を超えた場合に速やかに払戻しに應じることが可能な方法が他にない限り、この決定の射程内であるといえる。したがって、多くの銀行が射程に入り得るものと考えられるが、そうだとすると本決定の実務への影響力は甚大であると考えられる。

また、識別容易性の欠如を理由に被差押債権の「特定」を否定する事例を、最高裁が支店順位方式以外にも拡大したことの影響も無視できないものがある。

しかし、識別容易性の観点から安易に債権差押命令の申立てを不適法却下することは、債権執行の重要性に鑑みれば、権利そのものの実現を著しく阻害する要因ともなり得るため、申立てを不適法却下してまでも第三債務者を識別上の負担から保護すべき場面であるか否かについては、（支店順位方式のような充当方式の事例の場合も含めて）慎重に検討すべきである。

本件のような将来預金の差押えに関しても、識別容易性の観点からこれを否定すべきであるか否かについては、慎重な検討が必要であるように思われる。既に述べた通り、預金残高が差押えの客観的範囲を超えたか否かの判断にタ

イムラグが生じることから直ちに、識別容易性を欠くという結論を導くべきであるか否かについては、十分に検討の余地があるように思われるからである。将来預金の差押えに關しては、その必要性が指摘されるところでもあるから、安易に識別容易性の欠如という観点から否定するのではなく、より積極的な方向で検討が加えられていくことが望まれる。

(1) 債権差押命令の送達の日から三日を経過する日までに預金口座に入金されて預金となった部分を差押えの客観的範圍に含めた債権差押命令の申立ての適法性が問題となった事案であり、第三債務者は三菱東京UFJ銀行であった。

(2) 鈴木忠一「三ヶ月章編『注解民事執行法(四)』(第一法規、一九八五年)三八四頁(稲葉威雄)、深沢利一『民事執行の実務(中)』(四訂版)』(新日本法規、二〇〇二年)四四八頁、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著『民事執行の実務 債権執行編(上)』(第三版)』(金融財政事情研究会、二〇一二年)九九頁。

(3) 中野貞一郎「被差押債権の特定」同『判例問題研究強制執行法』(有斐閣、一九七五年)一二三頁・一三六頁、鈴木「三ヶ月編・前掲注(2)三八四頁、中野貞一郎『民

事執行法(増補新訂六版)』(青林書院、二〇一〇年)六六三頁・六六九頁。

(4) 鈴木竹雄ほか「銀行取引セミナー・預金の差押え第一回」ジュリ二二四号(一九六一年)七〇頁(加藤一郎発言)。

(5) 平成五年決定以降の支店順位方式に關する高裁レベルの裁判例は、以下の通りである(裁判例の後のカッコは「第三債務者」列挙した支店数/特定の有無」を記載している。第三債務者が不明の場合は支店数以下を記載)。

(一) 東京高決平成八年九月二五日判時一五八五号三三二頁(西武信用金庫/三支店/肯定)、(二) 東京高決平成二二年一月二九日判タ二一〇三号一八三頁(七支店/否定)、(三) 東京高決平成一四年九月一二日判時一八〇八号七七頁(三井住友銀行・UFJ銀行・東京三菱銀行・みずほ銀行・あさひ銀行/六ないし二支店/否定)、(四) 広島高岡山支決平成一六年一月二五日金法一七六五号六一頁(中国銀行/三五支店/肯定)、(五) 東京高決平成一七年六月七日金判一二二七号四八頁(三井住友銀行/全支店/否定)、(六) 東京高決平成一七年六月二一日金判一二二七号四八頁(三井住友銀行/都内全支店/否定)、(七) 東京高決平成一七年九月七日判タ一一八九号三三七頁(埼玉りそな銀行・青梅信用金庫・足利銀行/四ないし三七支店/否定)、(八) 東京高決平成一七年一〇月五

- 日判タ一二一三三三〇頁（UFJ銀行・三井住友銀行・東和銀行／本店及び埼玉県内一三ないし一七支店／肯定、〔九〕高松高決平成一八年四月一日日金判一二四三三〇二頁（百十四銀行・香川銀行・高松信用金庫／特定地域内の複数店舗／否定）、〔一〇〕東京高決平成一八年四月二七日金法一七七九号九一頁（みずほ銀行／四支店／否定、〔一一〕東京高決平成一八年六月一日日判時一九三七号九一頁（UFJ銀行・三井住友銀行／三及び六支店／肯定、〔一二〕東京高決平成一八年七月一八日金法一八〇一号五六頁（郵政公社・UFJ銀行／一貯金事務センター・三二支店／否定）、〔一三〕大阪高決平成一九年九月一日判タ一二五四号三一八頁（埼玉りそな銀行／本店及び埼玉県内九支店／肯定）、〔一四〕東京高決平成二三年一月一日金法一九一八号一〇九頁（三井住友銀行／一二支店／否定）、〔一五〕東京高決平成二三年一月二日金法一九一八号一〇九頁（UFJ銀行／全支店／肯定、〔一六〕東京高決平成二三年三月三〇日金法一九二二号九二頁（東京三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行／全支店／肯定）、〔一七〕東京高決平成二三年三月三一日金法一九二二号九二頁（みずほ銀行／全支店／否定、〔一八〕東京高決平成二三年四月一日日金法一九二六号一二頁（全支店／肯定）、〔一九〕東京高決平成二三年四月二八日金法一九二二号八七頁（全支店／否定）、〔二〇〕東京高決平成二三年五月一六日判時二一一一号三八頁（全支店／否定）、〔二一〕仙台高秋田支決平成二三年五月一八日金法一九二六号一〇六頁（全支店／否定）、〔二二〕東京高決平成二三年五月一八日金法一九二六号一二頁（本店及び東京都内一六支店／否定）、〔二三〕東京高決平成二三年六月六日金判一三七六号二二頁（三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・ゆうちょ銀行／全支店／否定）、〔二四〕東京高決平成二三年六月一四日金法一九三一号三六頁（三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行／全支店／否定）、〔二五〕東京高決平成二三年六月二一日金法一九二六号一二二頁（全支店／肯定）、〔二六〕東京高決平成二三年六月二二日判時二一二二号八二頁（三井住友銀行・三菱東京UFJ銀行・りそな銀行・みずほ銀行・ゆうちょ銀行／全支店／肯定）、〔二七〕東京高決平成二三年六月三〇日金法一九二六号一二六頁（全支店／否定）、〔二八〕東京高決平成二三年一〇月二六日判時二一三〇号四頁（三井住友銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・りそな銀行／全支店（残高順）／肯定）。
- （6）前注（二三）決定の許可抗告審決定である。
- （7）東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著・前掲注（2）一三八頁。
- （8）〔一九〕東京高決平成二二年九月八日判タ一三三七号

二七一頁（保険金支払請求権の差押え／肯定）、（三三〇）東京高決平成二二年一月七日判タ一三三九号二〇九頁（保険金支払請求権の差押え／否定）。

(9) (三二) 東京高決平成二〇年三月一九日判タ一二七五号三三八頁（私人間の貸金債権の差押え／否定）。

(10) 例えば、平成五年決定や前掲注(5) (二) (二) (七) (二) (二) (一六) (一八) (二二) (二四) ないし (二七) 決定。これらは「特定」という要件を、特定方法の適否に関して公平の見地を導入するための機能的概念として把握しようとするものとも評価できる。しかし、単に公平の見地だけに着目することは、識別容易性を要求すべき領域の限界を画することを困難にする点が問題であるように思われる。識別容易性の欠如を以って申立てを不適法とするのは、申立人の権利の実現を拒絶するという意味で極めて重大な事柄であるから、識別容易性を要求すべき領域の限界付けは慎重に行う必要がある。(11) 例えば、前掲注(5) (五) (六) (九) (一四) (一五) (二) (二) (二) 決定。

(12) 最高裁平成二三年決定は、「識別を上記の程度に速やかに確実に行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することが

できないこととなり、第三債務者（中略）等の利害関係人の地位が不安定なものとならねない」と説示している。

(13) この理由付けからすると、銀行員に不寝番をさせることは期間の長短を問わず大きな負担であることには変わりがないから、将来預金の差押えの時的範囲が三日であるか一年であるかは、結論には大きく影響しないといえる。

(14) なお、支店順位方式の場合には、識別中はいったん包括的に執行債務者の預金の払戻しを停止する措置を採用する銀行もあるようである（飯塚宏他「座談会複数支店の預金に対する（仮）差押え（下）」金法一七八四号（二〇〇六年）一九頁（中原利明・三上徹発言））。

(15) もつとも、二重弁済の危険や履行遅滞の危険を防止する方法は、債権差押命令を不適法却下することが最後の砦ではなく、債権の準占有者に対する弁済の規定（民法四七八条）による免責、識別中の払戻しを履行不能と評価して履行遅滞の責任を免除すること（このような考え方に基づく銀行取引約款の整備）などによって、銀行の保護を図ることは可能であるから、債権者が真に充当方式（支店順位方式）を採らざるを得ない場合にも、厳格に識別容易性を要求することを貫くのは、権利の実現を目的とする民事執行法の解釈としては適切とはいえない。

もちろん紛争の局外者である第三債務者の保護は民事執行法上重要な問題であるが、権利の可及的な実現の観点からは、第三債務者には必要以上の負担を強いるべきではないという限度で、第三債務者の保護を考えるべきであって、申立人が支店順位方式を採用する必要性といった申立人の側の事情も考慮すべきであるように思われる。最高裁判平成二三年決定について、山本和彦「預金債権の差押えに係る債権の特定（最決平二三・九・二〇）」現代消費者法一四号（二〇一二年）一一頁は、同決定の説示自体を見る限り、第三債務者である銀行の負担のみを決定的に重視し、申立人（債権者）の視点が欠如していると指摘している。

(16) 支店順位方式の事案の他にも、充当方式を採った債権差押命令の申立てに関して識別容易性が問題となった事案があるが、本文で述べたような観点からすると、識別容易性を問題とすべき要請が高いとはいえないと思われる。

例えば、私人間の二〇年前の貸金の差押えの際に、一定の期間の貸付に限定して弁済期の早いものから順に執行債権を充当するという特定方法が問題となった事案（前掲注（9）（三二）決定）は、「一般の私人である第三債務者が、二〇年以上も前に発生した貸金債務について、現時点においてその貸付日、貸付金額、弁済期、各貸金

債務の残額等を正確に把握し得る資料を有していることは一般的には期待し難い」ので、「弁済禁止の効力が及ぶ範囲を正確に把握することは相当の困難を伴う」として、「第三債務者に二重払いの危険を負担させながら上記の調査を要求することは、第三債務者の職業、能力等に照らし、社会通念上合理的と認められる時間と負担を超える」とした。しかし、ここでいわれる二重弁済の危険は、事案の性質上ほとんど問題にならないものであるし、また、正確に差押えの客観的範囲を認識できないことによる第三債務者の実体法上の地位の不安定化の方が問題であるとすれば、むしろ客観的識別可能性が問題となる事案に準じて理解すべきであり、識別容易性の問題にしているのは牽強附会の感がないとはいえない（なお、当該私人が正確に差押えの客観的範囲を認識できるか否かはあらかじめ分からないから、債権差押命令を発令して第三債務者の陳述を見てから、あらためて識別可能性なしとして発令を取り消して申立てを却下するという判断もあり得よう）。

また、複数の生命保険契約に基づく保険金支払請求権の差押えの際に、すべての種類の保険契約の契約日の早いものから順に執行債権に充当するという特定方法が問題となった事案（前掲注（8）（二九）（三〇）決定）は、保険金支払請求があった時点で即時に履行しなければ直

ちに履行遅滞になるわけではなく、銀行預金のように機械的処理によって保険会社が意図せずに二重弁済をしてしまう危険性があるわけではないから、二重弁済の危険はさほど重大な問題ではない。このことは、否定例である〔三〇〕決定が、契約日順の充当方式がどの程度の負担を導くものに触れることなく、第三債務者により負担をかけない（より親切な）方法があることを理由に「過度の負担を負わせるものである」と結論付けていることからもうかがわれる。なお、特定の方法が不親切である場合に関しては、それによって識別を誤りやすいのであれば客観的識別可能性の問題として、著しく不親切であつて不合理といえる領域に達しているのであれば申立権の濫用の問題として処理すべきであろう。

(17) ある特定の方法による義務の履行が不能であるにすぎず、調達義務が問題となっている場面ではないから、金銭債務に履行不能はないと言われていることとの関係は希薄である。

(18) 将来預金が発生の確実性を欠くといえるかどうかについては、異論も十分にあり得るところである。例えば、笠井正俊「差押命令送達時より後に発生する普通預金債権の差押え」金判一三三六号（二〇一〇年）一九〇頁。

(19) 中野・前掲注（3）『民事執行法』六四九頁は、「将来生ずべき債権でも、すでにその発生基礎となる法律関

係が存在して、近い将来における発生が確実に見込めるため財産的価値を有するもの」であれば、「その債権を特定できる限り、執行対象になる」としている。その他、発生の蓋然性を要求する見解として、鈴木「三ヶ月編・前掲注（2）三六八頁（稲葉威雄）、東京地方裁判所民事執行セクター実務研究会編著・前掲注（2）一四〇頁などがある。

(20) 例えば、最一小判昭和五三年二月一日判時九二六号二五頁。

(21) 本件のような申立ての必要性がどのようなものであつたのかについては、本決定からは明らかではない。将来預金の差押えの必要性として指摘されることがあるのは、例えば、預金口座から短期間のうちに頻繁に出金を繰り返して、当該預金口座に残高がある時間を極力短くして、差押命令の送達時に預金残高がある可能性を低くすることによって、差押えを逃れることに対する対策である（笠井・前掲注（18）一九〇頁、荒井哲朗「流動性預金の時間的包括的差押えについて」消費者法ニュース八〇号（二〇〇九年）三四九頁）。充当方式の場合のように——他人間の内部の権利関係である債務者と第三債務者との間の債権債務関係について、債権者がこれを詳細に知悉することはできないことから——やむを得ずにそのような方法を用いているというものではないため、将来預金

の差押えの必要性の度合いは、充當方式の場合に比べれば少ないといえるが、執行逃れの防止という意味ではその必要性は無下にはできないものがある。

しかし、将来預金の差押えを行っても、預金者において自己宛の振込口座の指定を容易に変更可能なのであれば、流動性を失う預金口座が一つ増えるだけに過ぎないから、これを容易に変更することができないような場合でなければ実効性は少ない。実効性が少なければ執行逃れの防止にも繋がらないから、このような差押えが必要とされる場面は限られているように思われる。前述のように頻繁に出金を繰り返すのは、いわゆる消費者被害を生み出すような商法を用いる業者が、顧客に振込先口座として指定している預金口座について行う手法のようであり（荒井・前掲三四九頁）、このような預金口座の場合には容易に指定を変更することはできないように思われるから（荒井・前掲三四九頁は、顧客に疑念を与える可能性を指摘している）、このような場合には将来預金の差押えの実効性が欠けるとはいえないであろう。

山木戸勇一郎